

I 将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案

II 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案

通称 “介護崩壊防止法案”

①法案の趣旨

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等の措置を講ずることにより、要介護者等が地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上をさせるとともに、介護離職を防止する等家族の負担軽減に資するため、必要な法改正を行う

②介護保険制度の理念（介護保険法の一部改正）

・要介護状態となった者の日常生活の質の維持向上・介護離職の防止等の負担軽減・介護従事者等の人材確保の措置・利用者及びその家族の介護サービスへの評価の向上

③2割負担となる所得額を定める政令委任の趣旨の明確化（ ” ）

2割負担となる対象者の所得額を定める政令の現在の考え方を法文に明記し、「おおむね上位20%の所得額以上の額」において定める旨、政令への委任の趣旨を明確化する

④軽度者支援の方向性（ ” ）

軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等について、地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担軽減に重要であることに鑑み、将来にわたりあまねく全国において十分な内容と水準で提供されるようにする

⑤介護保険制度の改正等の調査・予測・評価等（ ” ）

介護保険制度及び介護報酬基準の改正について調査、分析、評価を行い、今後の改正の際にはこの結果を踏まえて調査、予測及び評価を行う

⑥介護休業・介護休暇の拡充（育児・介護休業法の一部改正）

介護休業の日数及び回数増加等について検討を加える

①介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置の目的

・介護・障害福祉従事者は、要介護者等・障害者等が自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担を軽減をすることについて重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金は他の業種に比較して低い水準にある
・介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、要介護者等・障害者等に対するサービスの水準の向上に資するようとする

②介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等

介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置等を講ずる事業者等に対し、次の i)又は ii)の助成金を支給

i)「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」

※介護・障害福祉従事者のみを対象に、平均して1人当たり月額1万円賃金を上昇させることを想定

ii)「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」

※介護・障害福祉従事者及びその他の従業者も対象に、平均して1人当たり月額6千円賃金を上昇させることを想定

③介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定

・報酬の改定について、配慮しなければならない項目を規定
・特に平成30年度においては、平成27年度の改定で報酬が引き下げられた影響を勘案する ※平成30年度は引上げを想定